

令和 6 年 12 月 26 日

各障害福祉サービス事業者等
代表者 様

水戸市長 高橋 靖

障害福祉サービス等に係る総量規制実施方針について

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害福祉サービス及び障害者支援施設並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」と総称する。）について、サービスの供給量が必要量を上回ることによるサービスの質の低下を防止するため、令和 2 年 9 月に障害福祉サービス等に係る総量規制実施方針を定め、同年 10 月から総量規制を実施している。

また、障害福祉サービス等に係る総量規制実施方針については、適宜見直すこととしており、今般、利用者のニーズや県の動向を反映させる必要が生じたことから、下記のとおり新たに策定し、令和 7 年 1 月 1 日から適用することとする。

記

- 1 水戸市障害福祉サービス等に係る総量規制実施方針 別紙のとおり

別紙

水戸市障害福祉サービス等に係る総量規制実施方針

1 総量規制の目的

障害福祉サービス等の適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため。

2 総量規制の実施対象である障害福祉サービス等

- (1) 生活介護
- (2) 就労継続支援 A 型
- (3) 就労継続支援 B 型
- (4) 障害者支援施設
- (5) 児童発達支援
- (6) 放課後等デイサービス

3 障害者総合支援法及び茨城県における総量規制に係る実施基準等

障害者総合支援法等及び茨城県は、総量規制に係る実施基準等を次のように定めている。

(1) 障害者総合支援法等

障害福祉サービス等の種別ごとのサービス量が、障害福祉計画・障害児福祉計画に示す必要な量に達しているか、又は必要な量を超過することが認められるとき、その他障害福祉計画等の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。(障害者総合支援法第 36 条第 5 項及び児童福祉法第 21 条の 5 の 15 を要約)

(2) 茨城県

障害者支援施設に係る指定指針（令和 6 年 11 月 1 日）（抜粋）

2 基本的な考え方

(1) 県全体

障害者支援施設における定員数は、県全体で抑制していく。

(2) 障害福祉圏域

障害福祉施設を開設する障害福祉圏域において、入所定員を超える施設入所サービス利用見込人数が認められる場合に障害者支援施設の指定をすることとし、県内の定員数の均てん化を図る。

4 その他

○中核市（水戸市）との連携

本指針については、中核市における障害者支援施設の指定権者となる水戸市と連携し進める。

◎障害福祉圏域での定員・見込量

障害福祉圏域	入所定員（R5）	利用見込（R8）	差引
水戸	1,093 人	531 人	562 人超過

4 水戸市における実施基準

水戸市における障害福祉サービス等に係る総量規制の実施基準は、3に示す障害者総合支援法等及び茨城県が定める基準を基本としつつ、障害福祉サービス等の利用実態を示す指標である「月当たりの平均利用者数（以下「実績値」という。）」を反映するものとし、次のとおりとする。

水戸市障害福祉サービス等に係る総量規制の実施基準

水戸市内に所在する障害福祉サービス等事業所に係る種別ごとの合計定員数（a）が、水戸市障害福祉計画・障害児福祉計画に示す計画値（b）若しくは実績値（c）のいずれか多い方に達しているとき、又は計画値（b）若しくは実績値（c）のいずれか多い方を超過することが認められるときに総量規制を実施する。

なお、就労継続支援A型については、利用者と事業者とが雇用契約を締結した上で利用することを原則とするサービスであり、利用者の経済的自立の促進が期待できることから、総量規制の対象外とする。

また、障害者支援施設については、国が示す地域移行支援策の充実や市域を越えた利用実態などの動向を踏まえ、県と連携・協議しながら、広域的な視点のもとで定員数を決定していくこととするため、総量規制の対象外とする。

5 総量規制の実施対象である障害福祉サービス等の状況

種別	合計定員数 (a)	2024年度計画値 (b)	2023年度実績値 (c)
生活介護（施設入所支援と一体的に実施するものを除く。）	699	504	472
就労継続支援A型（※）	338	245	236
就労継続支援B型	1,288	858	825
障害者支援施設（施設入所支援＋生活介護）（※）	782	260	262
児童発達支援	300	256	239
放課後等デイサービス	633	843	720

※ 就労継続支援A型及び障害者支援施設は、4に示す「水戸市障害福祉サービス等に係る総量規制の実施基準」なお書のとおり、総量規制の対象外である。

6 総量規制を実施する障害福祉サービス等

4 及び 5 を踏まえ、総量規制を実施する障害福祉サービス等は次のとおりとする。

- (1) 生活介護（施設入所支援と一体的に実施するものを除く。）
- (2) 就労継続支援 B 型
- (3) 児童発達支援

7 総量規制の例外的な取扱い

総量規制を実施する障害福祉サービス等であっても、本市の地域課題の解決に資すると認める次に示す場合に限り、例外的に総量規制を適用しないものとする。

- (1) 強度行動障害がある者又は医療的ケアを要する者（重症心身障害児者を含む。）であって、在宅で生活している者にサービスを提供する場合
- (2) 利用者の工賃向上を図るため、農福連携に取り組む場合（就労継続支援 B 型に限る。）

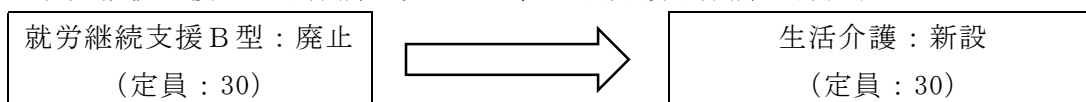
例：・農地を確保農業に取り組むもの

・農作業を請け負うもの

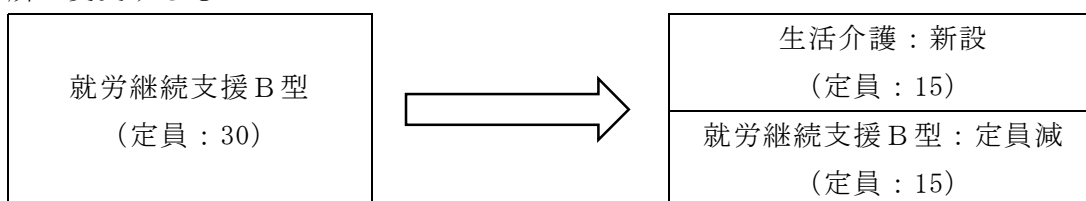
・農作物を事業所に持ち込み、事業所内で加工等をするもの

- (3) 高齢化、障害の重度化等により、就労継続支援 B 型を引き続き利用することが困難になりつつあるため、通い慣れた事業所において生活介護を利用することを希望する利用者のニーズを充足しようと生活介護事業所の設置等をする場合。ただし、就労継続支援 B 型に係る定員と生活介護に係る定員の合計数が、現行の就労継続支援 B 型に係る定員数を超えないこととする。

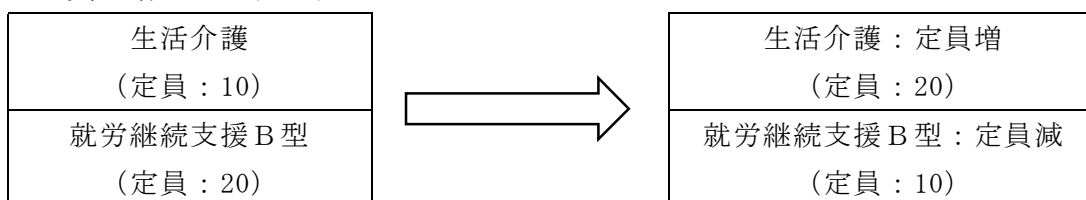
ア 就労継続支援 B 型事業所を廃止して、生活介護事業所を新設するもの



イ 就労継続支援 B 型事業所を、就労継続支援 B 型と生活介護からなる多機能型事業所に変更するもの



ウ 多機能型事業所を構成する就労継続支援 B 型に係る定員を減じて、生活介護に係る定員を増加しようとするもの



- (4) 地域共生社会の実現に資する取組であると市長が認めた場合

8 総量規制の解除

総量規制を実施している障害福祉サービス等を新たに整備する必要がある場合には、障害福祉計画・障害児福祉計画にその量を示すものとする。

新たに整備（指定）する事業所については、公募の上、市が定める指標に基づいて選定するものとする。

9 適用日

この方針は、令和7年1月1日から適用する。なお、従前の方針は、廃止する。

○障害者総合支援法

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第 36 条 (中略)

- 2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第 1 項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

(中略)

- 5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき、第 1 項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第 89 条第 2 項第 2 号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第 1 項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第 29 条第 1 項の指定をしないことができる。

※ 第 36 条第 5 項の規定は、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 12（中核市の特例）を適用し、中核市である水戸市に関する規定として読み替えます。

○障害者総合支援法施行規則

(法第 36 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

- 第 34 条の 20 法第 36 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第 34 条の 22 において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護，就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型とする。

○障害者総合支援法

(指定障害者支援施設の指定)

第 38 条 (中略)

- 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第 89 条第 1 項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該障害者支援施設の必要入所定員数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第 29 条第 1 項の指定をしないことができる。

※ 第 38 条第 2 項の規定は、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 12（中核市の特例）を適用し、中核市である水戸市に関する規定として読み替えます。

○児童福祉法

(指定障害児通所支援事業者の指定)

第 21 条の 5 の 15 (中略)

- 2 放課後等デイサービスその他の厚生労働省令で定める障害児通所支援（以下この項及び第 5 項並びに第 21 条の 5 の 20 第 1 項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとする。

(中略)

- 5 都道府県知事は、特定障害児通所支援につき、第 1 項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域（第 33 条の 22 第 2 項第 2 号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害児通所支援の量が、同条第 1 項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害児通所支援の必要な量に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定をしないことができる。

※ 第 21 条の 5 の 15 第 5 項の規定は、地方自治法施行令第 174 条の 49 の 2（中核市の特例）を適用し、中核市である水戸市に関する規定として読み替えます。

○児童福祉法施行規則

(法第 21 条の 5 の 15 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援)

第 18 条の 30 の 2 法第 21 条の 5 の 15 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める障害児通所支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとする。